

1. 通所リハビリテーション利用料金

提供時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
4時間以上5時間未満 (9:30~13:45)	549円	637円	725円	838円	950円
5時間以上6時間未満 (10:30~15:45)	618円	733円	846円	980円	1,112円
6時間以上7時間未満 (9:30~15:45)	710円	844円	974円	1,129円	1,281円

*各種加算と算定要件

加算内容	1割負担額	算定要件
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日	・退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合 (*リハビリテーションマネジメント加算(I)から(IV)までのいずれかを算定している)
リハビリテーション提供体制加算	16円/回(4時間以上5時間未満) 20円/回(5時間以上6時間未満) 24円/回(6時間以上7時間未満)	・リハビリテーションマネジメント加算(I)から(IV)間でのいずれかを算定している ・指定通所リハビリテーション事業所において、常時、配置されているPT、OT又はSTが利用者25名又はその端数を増すごとに1以上であること
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	560円/月(6月以内) 240円/月(6月以降)	・リハビリテーション計画について医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得ること ・6月以内は1月に1回以上、6月以降は3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じリハビリテーション計画を見直すこと ・介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立の為に必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと ・PT、OT又はSTが利用者の居宅を訪問し、その家族や他事業所の職員に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	593円/月(6月以内) 273円/月(6月以降)	上記(A)イの算定要件に加えて 利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用
入浴介助加算	40円/1回	入浴介助を行った場合
サービス提供体制強化加算(I)	22円/1日	①②のいずれかに該当。①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数に 4.7%を乗じる
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数に 2.0%を乗じる
令和3年9月30日までの 上乗せ分	1月当たりの基本報酬に 0.1%を乗じた額 (四捨五入。ただし、1単位未満となる場合は切り上げ。)	

1 指定通所リハビリテーションサービスを提供して際の利用料は、厚生労働大臣の定める上記の金額とし、その提供したサービスが法定代理受領サービスに該当する場合には、利用者から事業者にとり費用の1割の額を徴収致します。

2 前項の利用料金その他、次に掲げる費用の額が利用者負担となります。

食事代	昼食 450円／一食
-----	------------